

AIと自治体

早稲田大学政治経済学術院教授 稲継 裕昭

編集者注：本稿は、広く地方公共団体の今後の施策に役立てていただけるようなコンテンツを提供すべく御執筆いただいたものです。

本文中、青字の箇所は関連するウェブサイトへのリンクが貼られております。総務省のウェブサイトなどに豊富な情報がありますので、リンク先もご覧いただくと幸いです。なお、リンクしているウェブサイトのうち、総務省以外の運営によるものについては、その運営主体の名称を脚注に挙げています。(アドレスは2019年7月時点)

1. 自治体におけるAI・RPAの導入状況

私たちはいつの間にか人工知能(AI)を身近に利用している。スマホの位置検索機能や音声認識機能を日々利用している人も多し、自宅でAmazon EchoやGoogle Homeなどのスマートスピーカー(AIスピーカー)を利用している人も増えてきた。

AIの実用化は、深層強化学習(ディープラーニング)の技術革新によってここ数年、飛躍的に発展してきている。そしてさまざまな分野での活用が始まっており、徐々に自治体現場へと広がりにつつある。

銀行や保険会社への問い合わせは、今ではAIが答えることが多くなっている。チャットボット(チャットとロボットをかけあわせた言葉)と呼ばれるプログラムは、あらかじめ用意された膨大な量の間答集から最適なものをコンピュータが選び出して自動で回答する。

自治体に関しても三菱総研が開発に乗り出し、2016年の掛川市、川崎市、2017年の30余の

自治体における実証実験を経て、2018年から「[AIスタッフ総合案内サービス](#)¹」の商用提供が始まった。また、[富士通](#)²や[ソフトバンク](#)³などの競合他社も相次いで自治体チャットボットに参入してきている。市町村においては、まず住民対応のチャットボットからAIの活用を始めようとしているところも多い。

これに対して県レベルでは、音声認識のAIから入るところが比較的多い。音声認識技術を用いた会議録等の作成に関するものである。従来から音声認識ソフトはあったものの認識精度は低かった。しかしここ1、2年でその精度は飛躍的に向上して、実用に耐えるものとなってきた。[会議録の作成](#)⁴や首長の記者会見の文字起こしに関してAIを活用している自治体も[増えてきた](#)⁵。会議録の集約機能を提供している[徳島県のような例](#)⁶も出てきている。

総務省が、全都道府県・市区町村を対象に行なった「[地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査](#)」の集計結果を見ると、AIを一業務でも導入(実証実験を含む。以下この調査において同じ。)している団体は、都道府県で約36%、指定都市で約60%、その他の市区町村で約4%であった。また、RPA(ロボティック・プロセス・オートメーションの略。人間がPC上で行うキーボード入力やマウス操作、コピー&ペーストなどの単純作業を自動化する技術のこと)を一業務でも導入している団体は、都道府県で約30%、指定都市で約40%、その他の市区町村で約3%となっ

1 株式会社三菱総合研究所

2 富士通株式会社

3 ソフトバンク株式会社

4 株式会社アドバンスト・メディア

5 株式会社アドバンスト・メディア

6 徳島県

ていた。AI・RPAとも、指定都市・中核市等の人口が一定規模以上の自治体を中心に導入が進み始めている。また、導入している分野としては、市区町村においては、児童福祉や子育て、健康・医療など福祉分野での活用事例が比較的多い。

総務省は2018年9月に「[地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会（スマート自治体研究会）](#)」を設置し、2019年5月に[報告書を公表](#)した。その会議の中では、[地方自治体におけるAI・RPAの活用事例](#)も紹介している。これらは現在進められている自治体のAI・RPA活用の一部といえよう。（活用事例の全体像については、同研究会報告書の[ウェブサイト](#)にある資料21のエクセル集計表を参照されたい）。

2. AI・RPA導入によるメリット

AI・RPA等を導入している自治体は、[さまざまな効果をあげている](#)。チャットボットは24時間365日、いつでも問い合わせ可能なサービスであり、住民の満足度も高い。また、窓口業務における翻訳システムを導入している自治体からは、日本語での意思疎通が困難な外国人住民への各種案内や事務手続きができるようになったなどのメリットがあげられている。

省力化・コスト削減効果も多く認められる。特にRPAによりその作業量が飛躍的に削減されたことにより、職員は定型の入力業務から解放されて、より重要な「住民と向き合うサービス」に時間をさけるようになっている。行政運営の改善や産業振興など、さまざまな視点での効果も挙げられているところである。また、RPAについては職員の作業時間削減だけでなく、ミスの削減などの効果も認められるところである。

3. 運用にあたっての人材の確保と育成

AI・RPAの普及に伴い、今後AI人材が不足することが[日本全体で大きな課題](#)⁷となっている。自治体においてもAI人材の獲得が必要だという声もあるが、GoogleをはじめとするGAFGAがAI人材を初任給20万ドル以上で獲得している現状を考えると[現実問題](#)⁸としては残念ながら獲得は不可能だ。日本の地方公務員の給与体系からは大きくそれるからだ。

そこで、せめてAI関連用語を理解し、ベンダーとある程度の交渉ができるような人材、いわゆる「橋渡し人材」を確保し、育成していくことが必要だと考えられる。また、RPAに関しては、シナリオ（RPAに実行してほしい処理の流れをフロー図形式で記述したもの。開始と終了の間に繰り返し実行したい処理を入れていくなどして作成する）の作成をベンダー任せにせず、職員自らができるようにすることが好ましいと考えられる。

大規模自治体を除けば、これらの人材育成を個別自治体単体で行うことはかなり難しく、自治体大学校をはじめとする全国的な研修組織（市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所なども含む）で研修メニューを提供していくことを強く期待したい。

4. AI・RPAが職員の業務に与える影響——職員はどうあるべきか

AIやRPAの活用により、職員を定型業務から解放するという効果が大きく期待できる。職員は、職員でなければできない「より価値のある業務」に注力する時間的余裕が生まれるし、職員の仕事は今後そちらにシフトしていくことが望まれる。住民サービスの向上のためにはこの点は極めて重要なことである。

また、ベテラン職員の経験をAI等に蓄積することにより、これまでベテラン職員でなければできなかった業務も、比較的経験年数の浅い

⁷ 内閣官房

⁸ 株式会社日宣

職員が従事できるようにもなる。これにより、団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行うことができるようになる。これも住民サービスの向上に資するものである。

もちろん導入に関してはさまざまな課題も存在する。実証実験段階では無償で取り組んでくれていたベンダーが、商用化に伴い購入費用や毎年の運営経費を相当額請求することもあり、予算措置に悩むことにもなるだろう。ICT担当課が推進の旗振りをして、業務を遂行している各所属がなかなか重い腰を上げてくれない場合も少なくないだろう。また、ICTにつきものの情報管理や個人情報保護についての懸念を払しょくする必要もあるだろう。さまざまな課題は存在するが、それらを克服する努力が必要だ。

自治体の存在意義は、住民福祉の増進 ([地方自治法第1条の2第1項、第2条第14項](#))、住民サービスの向上である。今後、AIやRPAの導入を積極的に進めることが、①住民サービスの向上、②職員の業務負担軽減、働き方改革、人件費削減、③新しい行政サービスの創設、などにつながっていくものと考えられる。

自治体はAI・RPAを導入できない理由を列挙するのではなく、できる方法を探す時代に入っている。

参考文献：

[稲継裕昭著『AIで変わる自治体業務——残る仕事、求められる人材』\(ぎょうせい\)](#)⁹

著者略歴

早稲田大学政治経済学術院教授
稲継 裕昭 (いなつぐ ひろあき)

大阪府高槻市生まれ。京都大学法学部卒業後大阪市役所勤務(13年間)。その後、姫路獨協大学助教授、大阪市立大学教授等を経て2007年から現職。京都大学博士(法学)。

公務人材開発協会理事、日本都市センター評議員、地方税共同機構運営審議会委員など政府・自治体の委員を多数務める。

⁹ 株式会社ぎょうせい

編集者注：本稿は、平成30年11月2日（金）に自治大学校で行われた監査・内部統制専門課程第19期における研修講義の内容を整理したものです。

地方公共団体の内部統制と監査委員監査

地方自治法が改正されて、地方公共団体においても、今後は首長をトップとした適正な内部統制の構築や運用が求められることになった。

「監査実務の課題研究」においても、制度化された内部統制関連規定は重要な位置づけを占めることになる。

地制調答申等も参考に概観するなら、改正された自治法で定められた内部統制関連規定の多くの部分は、先行する株式会社の内部統制を参考にして構築されたと考えることができる。株式会社の内部統制、あるいは金商法も影響を与える上場会社の内部統制は大いに参考になる部分もあるが、地方公共団体に求められる内部統制には特有の違いがあることも確かである。

リスクマネーを集めて事業を運営している株式会社は、主に出资者である株主のために利益を上げながら事業を継続していくことを目的としており、経営トップはこの目的を達成するために必要な内部統制を組織内に構築、運用することが求められる。我が国の株式会社の場合、主に社員の新卒一括採用からはじまる出世競争の中で、専ら会社によく精通しており、上記目的を達成する能力が高いと思われる者の中から経営者が選ばれるケースが多いといえる（これについては株主が経営者を選ぶのではなく、会社内の論理で経営者が選ばれてしまうという、法理念とは異なる「経営者支配」という問題が以前から指摘されている）。したがって株式会社のトップは、当該組織の内部統制に良くも悪く

も長けているといえる（内部統制の固有の限界もあり、経営者がその脆弱性を悪用するケースもあるため）。

他方、地方公共団体の首長が職員出身のケースは別であるが、首長が業務の詳細に熟知しているとの前提は少し不正確であろう。地方公共団体の事務を経験することなく、自治体組織の内部統制の議論等とは全く別次元で、ある政治的理念を達成することを目的として首長になるケースも多い。その場合には、株式会社のトップとは異なり、自治体トップの内部統制の方針の継続性や実務に対する理解の深度には、首長自身が持つ知見や適性等により、相当程度の差異があると思われる。このような内部統制に係るトップの理解や資質等に起因する自治体間のギャップを埋める意味においても、監査委員の知見を最大限に生かすことは有用であり、同利用が十分でない場合には、内部統制の継続性や有効性という点で問題が生じる可能性も出てくる。そのため改正自治法により導入された内部統制制度の中でもとりわけ重要な機能を果たすことが期待されるのが監査委員の機能であり、主に首長が作成する内部統制評価報告書に対する審査を通じて同機能を発揮することが期待される。しかしながらもしも適正な内部統制の審査がなされなかったことが明らかになった場合には、相応の責任も発生してくるため、監査委員にはこれまでと違った実効性のある監査が求められると考える。

地方公共団体のステークホルダー及び内部統制の特徴

公法人であれ私法人であれ、あるいは営利法人であれ非営利法人であれ、法人夫々について、その組織が存在する意義や目的があり、専らそ

の内容は準拠法から導くことができるケースが多いと考える。

自治法は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」(1条の2)ことを定めており、実定法上も住民主権の事業運営を求めている。

次に地方公共団体の内部統制について、これは株式会社における内部統制の目的を参考としながらであるが、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」を主要な目的として挙げるケースが多い。地方公共団体においても、同目的が一つのベンチマークになると思われるが、地方公共団体は租税からなる公金で運営されていることもあり、株式会社とは少し異なり、上記内部統制の目的の中でも「資産の保全」、あるいは「財産の保全」がより一層強調されるべきであり、またそのような法解釈は十分可能である(信託概念から導かれる)。

もちろん「資産の保全」、あるいは「財産の保全」を達成する上で、業務が効率よく有効に機能していること、すなわちムダなく業務が運営されている必要があり、また業務全体が法令等に違反していないことは当然に必要となる。また上記を含む組織全体の活動について、信頼性が担保された財務報告という形でその結果が住民に提供されることにより、住民はその後の様々な意思決定が可能となるため、上記4つの目的のそれぞれが必要であることは変わることはない。

内部統制と住民監査請求

内部統制の目的の中でも「資産の保全」、あるいは「財産の保全」は重要な意味を持つと考えられるが、また別の表現として住民の関心事は、資産の保全を含む、主に地方公共団体の「財務会計行為」にあると考えることもできるため、その場合、財務会計行為に係る内部統制は住民監

査請求の対象になると推量できる。

改正自治法により導入される内部統制評価報告書には、文理上も「財務」に関する内部統制は必ず含まれると解釈できるため、これを一つの請求根拠として住民監査請求を提起できる可能性がある。他方、住民監査請求はあくまで地方公共団体の中に存する「違法・不当な財務会計行為」に対して、住民がその是正等を求めて監査請求できる点には改めて留意が必要になる。すなわち内部統制評価報告書の公表や、同報告書に対する監査委員の審査等を通じて、今後は地方公共団体の内部統制の状況が明らかになると期待されるが、そこで判明する内部統制は財務会計行為に直接関わるものか、あるいは非財務会計行為かに大きく二分できる。住民監査請求が対象とするのはあくまでも前者に限定されるという点は変わらない。内部統制評価報告書を通じて明らかとなった違法・不当な財務会計行為につながる事実等は、これはケースに応じた判断になるものと考えられるが、住民監査請求に際して必要となる「証する書面」として利用できる、あるいはその一部として利用できるとする法律解釈は十分可能であろう。つまり内部統制評価報告書上で明らかにされた内部統制上の重要な不備について、その事実をそのまま是正することを請求する住民監査請求は有効と考えられる上、その請求に際して必要となる「証する書面」として、内部統制評価報告書および監査委員の審査意見を提出することも法律上は有効と推量できる。

また、例えば、職員による違法・不当な財務会計行為が内部統制評価報告書で明らかとなり、これについて住民監査請求が提起されたものの、正当な理由がないにも関わらず同請求が監査委員により棄却等された場合で、その後、住民訴訟まで進み住民が勝訴するようなケースでは、監査委員には任務懈怠があったと解釈できる余地もある。すなわち内部統制評価報告書上で内部統制の不備が開示されており、住民はそれを

根拠として住民監査請求をしたにも関わらず、同請求に対して監査委員が適正な対応を行わない場合には、監査委員は監査主体として必要とされる行為義務に違反している可能性も指摘できる。加えて、過年度において、首長は組織の内部統制は有効であると評価していたにも関わらず、また監査委員の審査においても首長の当該評価を適正としていたにも関わらず、後になって地方公共団体内の違法・不当な財務会計行為が判明するようなケースでは、かつて実施した内部統制の評価が適正でなかったことに対する首長の責任は当然のこと、同報告書を審査した監査委員の責任も追及できる余地がある。

監査実務の変容と監査主体に求められる資質

国と地方の借金の対 GDP 比が、先進諸国の中でも突出して高いと評される我が国の財政状況を勘案するに、財政規律の適正の確保は喫緊の課題であり、地方公共団体において監査委員が果たすべき役割は大きい。

これまでの地方公共団体の監査委員は、同団体内に存する大きな問題を発見、是正する等の積極的な活躍が期待されているのではなく、責任ある監査委員メンバーの一人として名を連ねて庁内に睨みをきかせることが重要な仕事であったかもしれない。つまり実質的に有効な監査の実施が求められていたというよりも、それこそ同団体の事務に精通しているとか、監査経験の有無等は関係なく、所謂地元の名士が監査委員に就任していることも少なくないため、もしかすると名誉職にも近いケースもあったように思われる。しかしながら今後の監査委員については、名のある人ではなく実体を伴った有効な監査を実施する実務者が求められている。もしも有効な監査を実施しなければ、自らが訴訟の対象となり法的責任が発生する可能性も出てくる。監査委員監査が有効であったかどうか、その有効性を裏付けるのが監査事務局の機能であり、監査事務局職員においては、監査委員をサ

ポートし有効な監査を実施する資質と能力が求められている。

今後の監査委員監査に求められるもの

例えば、自分の財布から自腹でタクシーに乗るときには、メーターがちょっとでも上がっていくのが気になるのに、タクシーチケットで乗る際にはいくらメーターが上がっても全く気にならない。同じような状況や考えが地方公共団体の中にあってはならない。

租税からなるパブリックマネーの取り扱いについて、地方公共団体の運営に携わる一人一人は、自治体の支出のメーターが上がることに敏感でなければならない。

国と地方の借金がここまで膨れ上がっている現状を鑑みるに、公金に対する考え方を根本から考え直すべきであろう。これはなにも監査委員に限る話ではないが、地方公共団体の事業運営に関わる者全員が、パブリックサーバントとして公金を扱う重要性の認識を高めることが必要である。

監査委員監査は、地方公共団体の財政規律の適正を確保するための大きな権限を有しているにも拘わらず、これまでは決して有効に機能していたとはいえない。また監査委員自身についても、これまでは有効な監査を実施してこなかったとしても、特にその責任が問われることがなかったといえよう。しかしながら、これまでこのような慣習があったにしても、今後もこれが継続するとは思えない。

改正された自治法では、今回触れた内部統制関連規定以外にも、監査委員監査に係る様々な機能強化が図られており、監査委員が監査を実施するにあたっての実効性を高める方策が盛り込まれている。監査委員の機能強化に伴い、その反射として監査委員の責任は重くなることが予想される。

監査委員が監査を実施するにあたり、最も重要性を持つのが、その手足となる監査事務局の

機能である。監査事務局がその役割を適切に果たすことができなければ、監査委員監査は有効には機能しない。

最後になるが、上記した内容の認識を深めていくにつれ、現在の監査委員からは、「これでは監査委員の責任が重すぎて、今後は引き受けられない」という声が聞こえてきそうである。全くその通りで、本来、そう簡単に引き受けられるような仕事ではないといえる。他方、そうであるならば今後はその職責に見合う形での給与の増額等も検討されるべきであろう。

このようなまだまだ多くある「監査実務の課題」を多面的に検討し、実務に役立てることは今後ますます重要性を持つと考える。

著者略歴

日本大学商学部准教授 紺野 卓（この たく）

明治大学商学部卒業、早稲田大学大学院商学研究科修士課程修了、筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業科学専攻博士課程修了（修了生総代）、法学博士（筑波大学）。千葉商科大学大学院商学研究科客員講師、新潟青陵大学短期大学部准教授などを経て現職。

現在にはほかに、財務省財務総合政策研究所研修部講師（国際財務理論研修）、日本内部統制研究学会理事、日本監査研究学会幹事、および日本内部統制研究学会「非営利組織の内部統制に関する現状と課題」部会・部会長、日本監査研究学会「監査領域の拡大を巡る問題」部会・委員などを務める。

自治大卒業生の声

自治大卒業生（平成30年度マネジメントコース）

埼玉県庁 美濃部 那津子

編集者注：本稿は、自治大校における研修の特長などについて、自治大校の卒業生が記したものです。

1 マネジメントコースとは

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、私は総務省自治大校特別研修生（マネジメントコース）として過ごしました。

マネジメントコースとは、自治大校（以下「自治大」）における1年間の特別研修で、同校の基本法制研修A及び第1部課程等を履修するほか、実務研修として、研修の企画・運営や調査研究等の実務に参画するものです。1年間所属する自治体を離れ、自治大において研修と実務双方を経験することで、実践的に政策形成能力及び行政管理能力の向上を図ることを目的としています。

平成30年度の本コースには、北は北海道から南は熊本県まで全8名が参加し、うち5名が上半期に、私を含む残り3名が下半期に研修を履修する編成となっていました。

私は同コース期間中の10月22日から2月19日まで基本法制研修A第2期と第1部課程第131期を履修し、その他の期間は自治大の業務に従事しました。

2 教務部における実務研修

実務研修期間は、自治大の各部署に配属されることとなりますが、私は、研修の企画・運営を行う教務部に配属され、基本法制研修B及び第2部課程の企画・運営を担当しました（課程担当と言います）。

基本法制研修Bとは、2週間という短時間で基本法制の概要を把握する研修で、第2部課程受講者等が受講できるものです。

第2部課程とは、政令指定都市を除く市町村職

員を対象とした研修で、研修期間は約2カ月間。政策立案演習をはじめとする演習に多くの時間を割く構成で、自治体が抱える今日的な課題について、深く掘り下げる研修内容となっています。

基本法制研修Bは100名程度、第2部課程は80名程度の研修生がおり、課程担当は彼らの研修を支えます。個々の講義や演習を担当する教授陣は他にはおりますが、全般的な業務はこの課程担当が担うため、業務は広範囲にわたります。

課程担当の主な業務内容は、次のとおりです。
①研修の企画立案、②カリキュラム編成、③講師関係の調整、④入校決定、⑤教材発注、⑥研修に係る資料の作成、⑦各種オリエンテーションの準備・司会、⑧演習の班編成等の準備、⑨課題とりまとめ、⑩会場の準備、⑪研修生への事務連絡、⑫効果測定の準備・実施、⑬アンケートとりまとめ、⑭成績通知等です。

平成30年度は、大幅な研修カリキュラムの変更があり、講義、演習、式典すべてについて見直しを行いました。私は、4月～10月まで基本法制研修B第1期、第2部課程第182期、同課程第183期の運営を行いました。基本法制研修Bは、平成30年度に新たにできた研修であり、記念となる第1期の運営をさせていただいたことは、思い出深いです。

課程担当がほぼ1人で研修を全期間運営する、ということは、大きな責任を伴いますが、その分やりがいもありました。とりわけ、次期研修の企画にあたっては、研修生のアンケート結果を踏まえて、研修課目の新設・廃止や、特別講演・首長講演等の候補者を検討させていただき、結果的には実現しなかったものもありましたが、良い経験になりました。

業務時間外においては、第2部課程の皆さんと

交流することが楽しみの一つでした。地元の名酒・名産品を持ち寄りながら談話室で夜遅くまで語り合ったり、食事やカラオケに出かけたり、サッカーW杯をテレビで応援したりと、多くの時間を共有し、たくさん話をしました。

第2部課程第183期の卒業を見送ったわずか5日後には、私自身が研修生となり、第1部課程卒業まで、実務を離れました。

その後、再び教務部に戻り、課程担当の経験を活かして、第2部課程第185期の課程運営の補助、平成31年度の研修内容の見直し、各種手引きの改正事務をさせていただきました。研修生を経験したことで気づいた点は積極的に取り入れ、業務の改善に努めました。

3 基本法制研修A・第1部課程

前述のとおり、10月22日から2月19日までは、一研修生として基本法制研修A第2期と第1部課程第131期を履修しました。

研修内容の詳細は、既に他の卒業生が語っているため割愛しますが、基本法制研修Aでは基本法制課目の座学が中心となっている一方、第1部課程では、課題発見・解決能力や政策立案能力の向上に資する各種演習を中心に据えた内容となっています。それまで職員として関わってきた自治大の研修に、研修生として参加することは不思議な感覚だったと記憶しています。

4 マネジメントコースの意義

研修だけでなく実務を経験できるマネジメントコースを修める意義は、次の3点にあると考えています。

第1に、カリキュラム内容を検討し、関係各所と調整をすることで、調整能力や立案能力等の向上を図ることができる点です。平成30年度は研修内容の見直しに伴い、時間外勤務が多かったため、自分の精神的・身体的残業耐性がわかりました。仕事への向き合い方や仕事におけるプライオ

リティを見つめ直す良い機会にもなりました。

第2に、様々な方々と巡り合う機会に恵まれた点です。自治大で学ぶ自治体職員、講師として自治大に来られる民間企業の代表者、大学の研究者等、1年を通じて多くの方々に出会いました。

その方々に共通して言えることは、皆、バイタリティーに溢れ、仕事やプライベートで様々なチャレンジをしており、故郷を含む全国各地の地域に対して、熱い思いを持っているということでした。その人間力の高さに圧倒されました。

こうした人間的な魅力は、仕事をしていく上でも重要であると考えます。エビデンスに基づく政策立案も当然ながら大変重要ですが、実際にそれを実現するためには、コミュニケーション能力も重要です。時に困難に思われたことが、対応者の人間的な魅力によって、突破できてしまうことは現実の世界ではよくあります。

とりわけ、私が担当した基本法制B及び第2部課程の平均年齢は42歳。地元の自治体では部下と上司の間に立って、中堅職員として活躍されており、私の前を行く優秀な先輩方です。これまで自治体の様々な課題に取り組む中で培われてきた見識や、何事にも前向きに全力で取り組まれる姿勢を間近で拝見することができ、目指すべき職員像をイメージすることができました。人間性を磨き、魅力ある自治体職員を目指す意欲が向上するとともに、この1年で得たネットワークは大切な財産となりました。

第3に、将来の地方自治を作り上げる人材の育成に、末端ながら関わらせていただいたことで、人材育成の視点が生まれた点です。「これからの自治体職員に求められる能力とは何か、その能力を身に着けるために、今何を学ぶ必要があるのか…」と考えていくプロセスを通じて、私を自治大に送り込んでくれた派遣元の考えにも思いを馳せ、気を引き締めて研修に臨むことができました。今後もこの視点を大切に、常に自分に問いかけながら自己研鑽に励んでいきたいと考えています。

5 最後に

各都道府県がそれぞれの研修所を持ち、人材育成基本方針に基づいて研修を実施している現在、自治大の研修に参加することの必要性を感じない方もいらっしゃるかと思います。

しかしながら、自治大における研修は、全国の自治体職員と長期間寝食を共にして学ぶという他では得られない経験をすることができます。市町村職員の方々には、短期間であれば市町村アカデミーや、全国市町村国際文化研修所もありますが、県職員が県外の市町村職員や全国の都道府県職員と共に過ごす宿泊研修は、他には無いと思います。

同期間、所属の自治体で働いていたのでは決して得られなかった、数多くの交流を通じて、視野を広げることができます。

ここに来なければクロスすることも無かった、人と人との人生。自治大を行き交う様々な人々の力が合わさり、地方自治を推し進める原動力になると信じています。

1人でも多くの方が自治大に学校に関心を寄せてくださり、将来、自治大の研修生となって、この大きな「輪」の一員となつてくだされば幸いです。